

知内町スポーツ推進（スポーツ協会、スポーツ少年団）に係るガバナンスコードについて

（本ガバナンスコードは令和6年1月末現在の参考資料とし、正式執行は令和6年4月1日以降とする）

NO1

原則1	法令等に基づき適切な団体運営事業運営を行うべきである
項目1	団体としての実態を備え、団体の規約等を遵守しているか
説明	規約を遵守し、適切に団体運営を行っている
評価	

原則1	法令等に基づき適切な団体運営事業運営を行うべきである
項目2	事業運営に当たって適用される法令等を遵守している
説明	各施設に定められている条例等を遵守し使用している
評価	

原則1	法令等に基づき適切な団体運営事業運営を行うべきである
項目3	適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員体制を整備しているか
説明	規約を遵守し、役員や監査の指導により適切に団体運営を行っている
評価	

原則2	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである
項目1	組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか
説明	理事会の結果は総会で審議し、一般会員へ書面にて公表している
評価	

原則3	暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである
項目1	役員に対しコンプライアンス教育を実施・研修への参加を促しているか
説明	理事等の役員に対しコンプライアンス教育を行っている
評価	

原則3	暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである
項目2	指導者、競技者に対しコンプライアンス教育を実施・研修への参加を促しているか
説明	指導者や保護者に対しコンプライアンス教育を行っている
評価	

原則4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである
項目1	経理処理を適切に行い、公正な会計処理を遵守し、実施体制を整備すること
説明	事務処理や協会の会計は監査員や役員の指導の下適切に処理している
評価	

原則4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである
項目2	町補助金利用に関し適正な使用のために求められるガイドラインを遵守しているか
説明	交付規則等の定めに従い適切に処理している
評価	

原則4	公正かつ適切な会計処理を行うべきである
項目3	会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか
説明	会計担当と監査員は別の担当が行い、チェック体制を整えている
評価	

原則5	法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである
項目1	法令に基づく情報開示を適切に行っているか
説明	事業報告、決算及び総会で承認を得た計画は書面にて知内町へ示している
評価	

原則5	法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである
項目2	組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか
説明	事業報告、決算及び総会で承認を得た計画は書面にて知内町へ示している
評価	

原則6	高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード(N F 向け)の個別規定についてもその遵守について自己説明及び公表を行うべきである
項目1	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード(N F 向け)の規定があるか
説明	特に定めていない
評価	

評価基準 : A (対応している) B (一部対応している) C (対応できていない)